

令和4年10月3日

大東京信用組合

当座勘定規定等改定のお知らせ

令和4年11月より、手形交換を電子交換所で行うことに伴い、下記のとおり規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

1. 改定対象規定

(1) 当座勘定規定

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

※「当座勘定規定」には「小切手用法」「約束手形用法」「為替手形用法」を含む、「当座勘定規定（専用約束手形口用）」には「約束手形用法」を含む

2. 改定時期

令和4年11月4日（金）

3. 主な改定内容

(1) 当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口用）

- ① 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加。
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定の追加。
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センター（提携機関を含む）への登録規定の削除。

(2) 手形用法・小切手用法

- ① チェックライターで金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するように規定を追加。
- ② 金額を文字で記入する場合に使用可能な文字一覧を追加。
- ③ 金額欄・金融機関名・QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加

以上

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

1. 当座勘定規定 ※「小切手用法」「約束手形用法」「為替手形用法」を含む

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

改定後	改定前
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>第26条（解約）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(5) <u>電子交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>第26条（解約）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
<p>第28条（<u>電子交換所</u>規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) <u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いま</p>	<p>第28条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いま</p>

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

改定後	改定前																
せん。	せん。																
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p><u>第29条（個人信用情報機関への登録等）</u></p> <p><u>(1) 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が当組合が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第47条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 628 2107 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 628 1644 681">登録情報</th> <th data-bbox="1644 628 2107 681">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 681 1644 778">氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td data-bbox="1644 681 2107 778">下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 778 1644 903">借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</td> <td data-bbox="1644 778 2107 903">本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 903 1644 1000">当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</td> <td data-bbox="1644 903 2107 1000">当該利用日から1年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1000 1644 1098">不渡情報</td> <td data-bbox="1644 1000 2107 1098">第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1098 1644 1163">宣報情報</td> <td data-bbox="1644 1098 2107 1163">破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1163 1644 1227">登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td data-bbox="1644 1163 2107 1227">当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1227 1644 1289">本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</td> <td data-bbox="1644 1227 2107 1289">本人から申告のあった日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 契約者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人</u></p>	登録情報	登録期間	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	宣報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
登録情報	登録期間																
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間																
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間																
当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間																
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間																
宣報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間																
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間																

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

改定後	改定前
<div data-bbox="571 534 638 574" data-label="Text">削除</div>	<p data-bbox="1198 199 2116 279"><u>信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</u></p> <p data-bbox="1153 295 2116 470"><u>(3) 前二項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当組合ではできません。）。</u></p> <p data-bbox="1176 486 1691 518"><u>ア. 当組合が加盟する個人信用情報機関</u></p> <p data-bbox="1265 534 1668 566"><u>全国銀行個人信用情報センター</u></p> <p data-bbox="1288 582 1848 614"><u>http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</u></p> <p data-bbox="1288 630 1523 662"><u>Tel 03-3214-5020</u></p> <p data-bbox="1176 678 1691 710"><u>イ. 同機関と提携する個人信用情報機関</u></p> <p data-bbox="1265 726 1534 758"><u>(株)日本信用情報機構</u></p> <p data-bbox="1288 774 1568 805"><u>http://www.jicc.co.jp/</u></p> <p data-bbox="1288 821 1523 853"><u>Tel 0120-441-481</u></p> <p data-bbox="1265 869 1523 901"><u>(株)シー・アイ・シー</u></p> <p data-bbox="1288 917 1556 949"><u>http://www.cic.co.jp</u></p> <p data-bbox="1288 965 1523 997"><u>Tel 0120-810-414</u></p>
<p data-bbox="100 1021 672 1053">第 <u>29</u> 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p data-bbox="571 1061 638 1101" style="text-align: center;">中略</p> <p data-bbox="100 1117 728 1149">第 <u>30</u> 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p data-bbox="571 1157 638 1197" style="text-align: center;">中略</p> <p data-bbox="100 1212 672 1244">第 <u>31</u> 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p data-bbox="571 1252 638 1292" style="text-align: center;">中略</p> <p data-bbox="100 1308 392 1340">第 <u>32</u> 条（規定の変更）</p> <p data-bbox="571 1348 638 1388" style="text-align: center;">中略</p>	<p data-bbox="1120 1021 1691 1053">第 30 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p data-bbox="1579 1061 1646 1101" style="text-align: center;">中略</p> <p data-bbox="1120 1117 1747 1149">第 31 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p data-bbox="1579 1157 1646 1197" style="text-align: center;">中略</p> <p data-bbox="1120 1212 1691 1244">第 32 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p data-bbox="1579 1252 1646 1292" style="text-align: center;">中略</p> <p data-bbox="1120 1308 1411 1340">第 33 条（規定の変更）</p> <p data-bbox="1579 1348 1646 1388" style="text-align: center;">中略</p>

「小切手用法」「約束手形用法」「為替手形用法」は後記 3. 4. 5. に記載

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

2. 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定後	改定前
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p>
<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u> を届出の印鑑</p>	<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて</p>

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

改定後	改定前
<p>（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>第23条（解約）</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>(6) <u>電子交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>(7) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、当組合所定の日においてこの当座勘定の受払が6カ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとしてします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。</p>	<p>第23条（解約）</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>(7) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、当組合所定の日においてこの当座勘定の受払が6カ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとしてします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。</p>
<p>第25条（<u>電子交換所</u>規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所</u>の規則に従って処理するものとしてします。</p> <p>(2) <u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとしてします。</p>	<p>第25条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとしてします。</p> <p>(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとしてします。</p>

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

改定後	改定前																
(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。																
削除	<p><u>第26条（個人情報情報機関への登録等）</u></p> <p><u>(1) 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が当組合が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第47条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録情報</th> <th style="text-align: center;">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</u></td> <td><u>下記の情報のいずれかが登録されている期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</u></td> <td><u>本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>当組合が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</u></td> <td><u>当該利用日から1年を超えない期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>不渡情報</u></td> <td><u>第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>官報情報</u></td> <td><u>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</u></td> <td><u>当該調査中の期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</u></td> <td><u>本人から申告のあった日から5年を超えない期間</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 契約者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の</u></p>	登録情報	登録期間	<u>氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</u>	<u>下記の情報のいずれかが登録されている期間</u>	<u>借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</u>	<u>本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</u>	<u>当組合が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</u>	<u>当該利用日から1年を超えない期間</u>	<u>不渡情報</u>	<u>第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</u>	<u>官報情報</u>	<u>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</u>	<u>登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</u>	<u>当該調査中の期間</u>	<u>本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</u>	<u>本人から申告のあった日から5年を超えない期間</u>
登録情報	登録期間																
<u>氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</u>	<u>下記の情報のいずれかが登録されている期間</u>																
<u>借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</u>	<u>本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</u>																
<u>当組合が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</u>	<u>当該利用日から1年を超えない期間</u>																
<u>不渡情報</u>	<u>第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</u>																
<u>官報情報</u>	<u>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</u>																
<u>登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</u>	<u>当該調査中の期間</u>																
<u>本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</u>	<u>本人から申告のあった日から5年を超えない期間</u>																

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p><u>個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</u></p> <p><u>(3) 前二項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当組合ではできません。）。</u></p> <p><u>ア. 当組合が加盟する個人信用情報機関</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>全国銀行個人信用情報センター</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>Tel 03-3214-5020</u></p> <p><u>イ. 同機関と提携する個人信用情報機関</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(株)日本信用情報機構</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>http://www.jicc.co.jp/</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>Tel 0120-441-481</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(株)シー・アイ・シー</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>http://www.cic.co.jp</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>Tel 0120-810-414</u></p>
<p>第 <u>26</u> 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 <u>27</u> 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 <u>28</u> 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 <u>29</u> 条（規定の変更）</p> <p style="text-align: center;">中略</p>	<p>第 27 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 28 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 29 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 30 条（規定の変更）</p> <p style="text-align: center;">中略</p>

「約束手形用法」は後記 4. に記載

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

3. 小切手用法

改定後	改定前
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「、」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		100		1,000		10,000								
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

4. 約束手形用法

改定後	改定前
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		100		1,000		10,000								
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

※条項の一部追加・変更・削除（下線部分を変更）

5. 為替手形用法

改定後	改定前
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「、」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		100		1,000		10,000										
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	貳	参	参	四	泗	肆	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。